

岐阜県交通安全 功労者表彰

県交通安全県民大会が五月十日県庁で開かれ、その席上、県交通安全功労者表彰が行われました。

この表彰は、多年にわたり交通安全思想の普及や交通事故防止の活動に尽力された功績に対し贈られたものです。

当町からは次の皆さんが受賞されました。

(敬称略)

▼県警察本部長・県交通安全協会
会長連名賞

個人の部

松原 正和 (江川)

塩原 浄 (無動寺)

寄 附

【修学助成事業】

青山 馥さん (羽島市)

現金 三〇〇万円

【下羽栗小学校整備事業】

松原 英さん (米野)

庭園水銀灯 一基

【松枝小学校教育振興事業】

岩田市蔵さん (北及)

現金 二〇〇万円

【光文庫整備事業】

(株)光製作所 (中野)

現金 二〇〇万円

【子育て支援事業】

国際ソロプチミスト羽島 (岐南町)

現金 一〇万円

町では、ご趣旨に沿うよう活用させていただきます。
(寄附月日順)



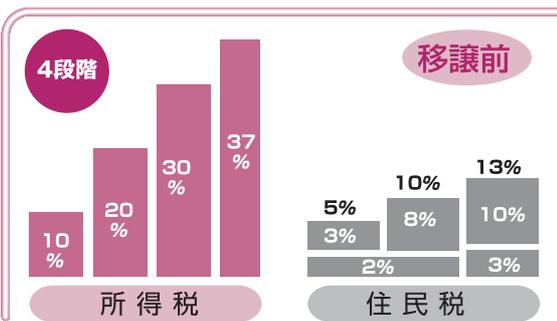
税源移譲

6月から町民税・県民税の

税率が変わります

○税源移譲により所得税(国)と住民税(町民税・県民税)の税率が変更されました。

町や県では、国が所得税として集めた財源のうちから補助金を受けています。この補助金は使用目的が決められているため、自由に使うことができません。そこで、補助金にあてられる所得税分の代わりに町県民税として納めていただくことによって、町や県が自由に使える財源が増え、住民の皆さんにとってより身近で効率的な行政サービスを行なうことができます。



この税源移譲によって、町県民税の税率は、所得に応じて3段階(5・10・13%)に区分されていましたが、平成19年6月分から一律10%になり、所得税の税率は、所得に応じて4段階に区分されていましたが、平成19年1月分から6段階に細分化されています。(左図をご覧ください。)

これにより、ほとんどの場合は、今年1月から所得税が減っており、相当する分について、6月から住民税が増えることとなります。

○定率減税が廃止されました。

暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が廃止されました。(所得税は平成19年1月分から、住民税は平成19年6月分から廃止)

○住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

昭和15年1月2日以前の生まれで、前年の合計所得金額が125万円以下のかたは、平成17年度まで町県民税が非課税でしたが、平成18年度から非課税措置が廃止されました。ただし、急激な税負担の増加を避けるため、段階的に負担が増えることになっており、平成19年度は3分の1が減額されます。